

第 21 回那須烏山市駅伝競走大会実施要項

- 1 趣旨 市民及び市内事業所等の皆が、広く『駅伝』に参加できるような大会を目指し、競争する楽しさだけでなく、タスキを繋ぐ喜びを体験する機会を創出する。これをもって、地域の仲間づくりに寄与する取組の一つとして開催する。
- 2 主催 那須烏山市、那須烏山市教育委員会
- 3 企画運営 那須烏山市スポーツ大会実行委員会
- 4 協力 那須烏山市スポーツ協会・那須烏山消防署・那須烏山警察署
- 5 開催日 令和 9 年 1 月 17 日（日） 午前 10 時 00 分スタート
雨天決行 順延無し（天候による開催可否決定 当日午前 6 時）

6 会場・コース（区間）

那須烏山市内〔烏山駅スタート ⇒ 保健福祉センター駐車場ゴール 全 7 区間 15.2 k m 〕

区間	中継所	距離（km）
1	烏山駅（南） ～ 大日光・エンジニアリング（野上）	1.9
2	大日光・エンジニアリング（野上） ～ 龍門の滝（滝）	1.7
3	龍門の滝（滝） ～ 矢崎部品入口（月次）	2.9
4	矢崎部品入口（月次） ～ 熊田交差点（熊田）	2.3
5	熊田交差点（熊田） ～ 那須烏山市農業公社（藤田）	2.7
6	那須烏山市農業公社（藤田） ～ 大和久福祉会（南大和久）	1.5
7	大和久福祉会（南大和久） ～ 保健福祉センター駐車場（田野倉）	2.2
合計 7 区間		15.2

7 参加費 無料

※今年度より参加チームへの交付金はなしとします。

8 参加チームの受付

参加チーム数は 20 チーム程度とし、先着順による受付とする。

※同一団体からの参加は 2 チームを上限とする。

※定員に達した場合は、受付を終了する。

9 出場資格

- ・自治会、企業・学校・団体、一般の各区分で構成されるチームとする。
- ・1 チームに監督を置き、大会事務局との連絡調整役を兼ねる。
- ・1 チーム選手 7 名とし、年齢制限は設けない。ただし、小学生は、2.0km 未満の区間に限り出場することができる。なお、出場者の性別は問わない。
- ・補欠登録者は、上限は設けない。なお、選手に欠員が生じた場合、補欠登録をした者の参加を認める。それ以外の者の参加は、認めない。

※同一所属先から複数チーム（自治会、企業・学校・団体、一般）が参加する場合は、補欠登録者を兼ねることができる。

- ・次の出場区分で定める要件を満たさない者が1人以上含まれる場合は、そのチームをオープン参加とする。オープン参加については、チーム順位の対象外とする。なお、個人の順位については、記録するものとするが区間賞の対象とはしない。

(1) 自治会

原則として、本市に住所または本籍を有する者とする。ただし、大会当日に市外住居者であっても出場チームを構成する地域出身者（生活していた者を含む）であれば参加を認める。

(2) 企業・学校・団体

市内に所在する企業、学校又は市内を活動拠点とする団体に所属する者で構成するチームとする。企業については、同一企業ほか、グループ企業、系列店その他これらに類する関係にある企業等に所属する者を含めてチームを構成することができる。団体については、市内を活動拠点として継続的に活動するスポーツ団体、文化団体、クラブ、サークルその他これらに類する団体に所属する者で構成するチームとする。

※継続的とは、大会への出場を目的として一時的に結成されたものではなく、日常的に活動している団体

(3) 一般

本市に住所又は本籍を有する者で構成するチームとする。

10 誓約事項

監督の責任において全選手の出場資格を確認する。違反が判明した場合は、その時点でオープン参加として扱うこととし、大会記録を確定した後においても準用する。

11 開会式・閉会式

(1) 開会式は、午前9時20分から烏山駅 駅前広場にて実施する。

(2) 閉会式は、保健福祉センター駐車場にて実施し、表彰式を行う。

※雨天時は南那須公民館多目的室

12 表彰

自治会、企業・学校・団体、一般の出場区分より1位～3位のチームを表彰する。また、総合記録より区間賞を表彰する。

13 参加申込 所定の参加申込用紙に必要事項を記入し、令和8年11月27日（金）までに下記あて申し込む。

〔那須烏山市教育委員会事務局 生涯学習課 生涯学習・スポーツグループ〕

TEL 0287-88-6223 / FAX 0287-88-2027 ※FAX 可

14 選手名簿提出・選手変更

(1) 選手名簿は、令和9年1月5日（火）までに提出する。

(2) 選手変更は、選手変更届により大会当日の受付時までに提出する。

15 代表者説明会 令和8年10月23日（金）午後6時00分から 〔南那須庁舎2階大会議室〕

※参加意向のあるチームは、参加申込前であっても会議へ参加することができる。

16 免責事項

大会中の選手・競技役員の事故等については、応急処置および市で加入している総合保険適用の範囲に対応する。

※練習中の事故、当日のチーム関係者の事故は、各チームの責任において損害保険等に参加するものとする。また、試走等のとき、選手及びスタッフのケガ・事故等に十分留意される他、道路交通法等を遵守する。

17 競技上の注意・遵守事項

①走路 陸上競技規則により進行方向道路の左端を走ること。（警察の指示がある場合を除く。）

②中継 タスキの受渡し区間（中継線から進行方向に 10m以内）で受渡しを完了すること。

③タスキ 必ず肩から脇の下に掛けて走り、次走者に渡すときは、手渡ししなければならない。

④伴走・監察 いかなる理由でも伴走は認めない。監察については本部役員が行う。

⑤選手コール 出走する各中継所において、通過予定時刻 10 分前に実施する。

選手は、コール時に中継所役員に対し、選手本人がゼッケンを提示する。

⑥選手の送迎等 選手の中継所等への送迎・荷物の輸送と管理は、各チームの責任をもって行う。

なお、車両は、コース内に駐車 及び 停車してはならない。

18 繰上げスタート 第 7 中継所（大和久福社会）で、午前 10 時 55 分（スタートから 55 分）をもって実施する。

19 その他

(1) 選手ゼッケン（胸・背 1 人 2 枚）は、事前に監督あて送付する。

(2) タスキは、大会当日に配付する。

(3) 大会に出場する選手及びスタッフの肖像権等は、大会主催者に帰属し、大会中の画像、動画、音声等は、市又は報道機関等に使用できるものとする。

(4) この要綱に定める他、必要な事項は、大会委員長が判断・決定する。